

1. 处理に關する協定要領一案一 財産及び請求権の

一 基本要領

「日本国及び大韓民國は、それぞれの國民一法人を含む。以下同じ。」が相手國において有する財産に関する権利一利益及びその果実を含む。以下同じ。」並びに相手國及びその國民に対して正當に取得した其の他の権利、利益を確認し、その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

前項の権利が、國又はその國民の責任において侵害せられるときは、その國又はその國民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原状回復、又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に応じ別途協議するものと

する。

二、日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行はれた相手国及びその国民の財産の処理の効力を承認するものとする。

承認する効果の範囲については、別途協議するものとする。
三、1、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の公用財産及び公共福祉用財産を、大韓民国に、無償で譲渡するものとする。

2、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の企業用財産を、例示的処理要領二ノ2、が実行せられた場合に限り、大韓民国に譲渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範囲並びに譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

3、日本国が大韓民国において有する財産で前二項に掲げるも

のを除く一切の財産については前記一の日本国民の財産の取扱に準じて取り扱はれるものとする。

四、1、日本国は、大韓民国の文化的財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のために大韓民国の領域内において展示されあるものを日本国に返還するものとする。

2、大韓民国は日本国が文化的財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のために大韓民国の領域内において展示されあるものを日本国に返還するものとする。

3、日本国は、元參謀本部陸地測量部が作成した大韓民国領域の原図及び地図原版で現に日本国が所有するものを事情の許す限り大韓民国に贈与するものとする。

4、前記1、2、3、の返還又は贈与の実施細目については、

別途協議するものとする。

二 例示的処理要領

〔資金運用部資金特別会計（注予金部資金特別会計）関係

1、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替

イ、一九四五年八月十五日以前、朝鮮総督府通信官署に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替について、日本において支払うものとする。

ロ、一九四五八年八月十六日以降、朝鮮総督府通信官署に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替について、大韓民国において支払うものとする。

ハ、一九四五八年八月十六日以降、日韓兩国において支払はるる郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

2、簡易生命保険、郵便年金

イ、朝鮮総督府通信官署との間に契約された簡易生命保険、郵便年金について、大韓民国において支払うものとする。

ロ、朝鮮総督府通信官署との間に契約せられた簡易生命保険、郵便年金、余裕金にし

マ、日本側に現金済みのものは、大韓民国に引き渡すものとする。

③ 貸付金

資金運用部資金特別会計の大韓民国地方公共団体及びその國民へ法人を含む。(合
予金部貸付金特別会計)

に対する貸付金は、当該債務者において、これを支払うものとする。

又、前記ノ一、二、三、四にかかる支払方法、調整措置、引渡し方法等について別途協議するものとする。

二、在外本社株式開示

日本国は、日本国又はその國民が、大韓民国に本店の所在する会社に対して有する株主権は、在韓米軍政府により売却せられたものについては、その回復工事費払いもろとする。

但し、売却により生じた売却代金は日本国又は当該國民に引き渡されるものとする。

大韓民国は、日本国又はその國民が、大韓民国に本店の所在する会社に対して有

する株主権は、在韓米軍政府により売却せられなかつたものについては、その株主権の承認を法的に確認するものとする。

又、前記ノ一、二、三における売却代金の引渡し及び株主権の法的確認の方法等について別途協議するものとする。

三、公社債開示

日本国が発行した公債及び日本国に本店の所在する会社が発行した社債について、

は、その発行者が支払の責を負うものとする。

但し、連合国最高司令官の指令に基き、無効とされた証券についても同様りでない。

又、大韓民国は、朝鮮道素公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基づき発行され、その償還義務に相当する資金を日本国に引き渡すものとする。

又、大韓民国における池方公債の発行した公債及び大韓民国に本店の所在する会社の発行した社債については、その発行者が支払の責を負うものとする。

4. 前記1、2、3、における支払ひに到着の方法等についへば、別途協議するものとする。

四、日本銀行券

日本國は、日本銀行券についへば、日本銀行が債務者であることを確認するものとする。
その決済の方法についへば、別途協議するものとする。

五、朝鮮銀行券

大韓民國は、朝鮮銀行券についへば、朝鮮銀行又はその承認者が債務者であることを確認するものとする。

六、被徵用韓人の未収金

日本國は、被徵用韓人の未収金にして、さう請求権が、日本國及びその國民から正當に取戻されたものである限り、その権利を確認するものとする。

その支払の方法については、別途協議するものとする。

七、その他財産及び請求権

日・韓兩國は前記各項以外のさう他の財産及び請求権についへば、私有財産権尊重の原則に従い解決するものとする。

而して、連合國最高司令官又は在韓米軍政府の指令に従い、それらの地域において実施せられた措置の効果についへば、相互に尊重するものとする。

解決の具体的方法についへば、別途協議するものとする。

日韓兩國間に取極めらるべき財産及び請求權の
処理に関する協定要領一案

二七二三

一 基本要領

一、日本国及び大韓民国は、それぞれの国民一法人を含む。以下同じ。
が相手国において有する財産に関する権利一利益及びその果実を含む
以下同じ。並びに相手国及びその国民に対して正当に取得した其
他の権利、利益を確認し、その権利の行使が妨げられているときは、
これを回復する措置を講ずるものとする。

前項の権利が、国又はその国民の責任において侵害せられているとき
は、その国又はその国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補
償の責を負うものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原状回復、又は損害の補償の方法等
については、当該権利の種類に応じ別途協議するものとする。

二、日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、
又はその指令に従つて行はれた相手国及びその国民の財産の処理の効

力を承認するものとする。

承認する効果の範囲については、別途協議するものとする。

三、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の公用財産及び公共福祉用財産を、大韓民国に、無償で譲渡するものとする。
2、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の企業用財産を、例示的処理要領ニノカ、が実行せられた場合に限り、大韓民国に譲渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範囲並びに譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

3、日本国が大韓民国において有する財産で前二項に掲げるものを除く一切の財産については前記一の日本国民の財産の取扱に準じて取り扱はれるものとする。

四、1、日本国は、大韓民国の文化的財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で、無償で持ち来られ且つ現に日本国が所有するものを現状の儘大韓民国に返還するものとする。
2、大韓民国は日本国の文化的財産に属する美術的、歴史的又は

- 考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のために大韓民国の領域内において展示されるものを日本国に返還するものとする。
- 日本国は、元参謀本部陸地測量部が作成した大韓民国領域の原図及び地図原版で現に日本国が所有するものを事情の許す限り大韓民国に贈与するものとする。
- 前記1、2、3の返還又は贈与の実施細目については、別途協議するものとする。